

奈良地方最低賃金審議会

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金専門部会

第 1 回 議事要旨

開 催 日 時	令和 2 年 1 0 月 1 日（木曜日） 午後 1 時 3 0 分 ～ 午後 3 時 2 3 分		
出 席 状 況	公益を代表する委員	出席 2人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主 要 議 題	(1) 専門部会長及び部会長代理の選任について (2) 専門部会の審議日程について (3) 関連資料について (4) 関係労使からの意見聴取について (5) 最低賃金額等の審議について		
議 事 要 旨	<ol style="list-style-type: none"> 1 部会長に深水麻里委員、部会長代理に下山朗委員が選出された。 2 本日の金額審議以降の専門部会、次回以降の専門部会を非公開とすることとされた。 3 専門部会の審議日程について、第2回は10月8日（木）午後1時30分、第3回は10月16日（金）午前10時、予備日として10月21日（水）午前10時で了承された。 4 事務局より審議関連資料について説明した。 5 関係労使から意見聴取した。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 労働者側意見（要旨） <p style="margin-left: 20px;">日本経済は、2019年度の名目成長率が0.8%、物価変動の影響を取り除いた実質成長率が0.0%などと厳しい状況にあるが、政府は「月例経済報告」において、景気の基調判断を「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。」とし、また、新型コロナウイルス感染症対応のための一連の経済財政政策のうち、支出が直接的に実質GDPを下支え・押し上げる効果を6.4%程度と試算している。</p> <p style="margin-left: 20px;">県内の電機産業の状況からみると、一事業所当たり製品出荷額は28億802万円で3位、従業者一人当たりは7,214万円で2</p> 		

位、従業員一人当たりの付加価値額は1,654万円で3位、このような状況から電機産業は県内における主要産業であり、他産業と比較して極めてウエイトが高く、各地方経済における重要な役割を担っている。

また、新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに、社会のデジタル化に対する期待が高まるとともに、第4次産業革命と呼ばれるIoTやビッグデータ、ロボット、人工知能(AI)などの急速な発展を受けて、電機産業としてこれらの技術・社会状況の動向を見極め、電機産業が持つ高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強を活かし、新たな価値を生み出していくことが期待されている。このような成長が見込まれる分野をはじめ、経済成長への貢献と新たな雇用の創出に寄与することが期待される電機産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保が最重要課題と言える。

2020年闘争結果や申出に合意した組織労働者の賃金水準を準拠指数としつつ、組織労働者の賃金水準などを踏まえた適切な水準への改善が必要である。また、電機連合各加盟組合は、企業内のミニマム基準となる「企業内最低賃金」について金額改定要求を行い、月額164,000円(時間換算額1,062円)の水準となった。

一方、18歳以上の「基幹的労働者」に適用される特定最低賃金は全国で793~965円の水準にとどまっており、「人への投資」及び「公正競争確保」の観点から、電機産業にふさわしい賃金水準を確立するため企業内最低賃金協定を高卒初任給に準拠した水準への引上げが必要である。

既に地域別最低賃金の改定が行われたが、全ての労働者に適用されるセーフティネットである地域別最低賃金とは異なり、特定最低賃金は、年齢や業務を特定した当該産業の「基幹的労働者」の最低賃金であり、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠である。

奈良県においては、隣接の京都・大阪と格差が広がる一方であり、その地域の地域別最低賃金と比較しても低位となっている。また、県外就業率は群を抜いて高く全国2位としており、将来の奈良県内産業・経済の発展を見据えて、働き方改革と共に計画的な改善を行う必要がある。

2020年総合労働条件改善闘争において引上げが図られた「産業別最低賃金(18歳見合い)」の水準の1時間当たり換算額(1,062円程度)を準拠基準とし、その90%程度(949円以上)を中期達成目標とする。

今後においても労使のイニシアティブを発揮し、電機関係製造業のみならず、奈良県の基幹産業の発展に向け努力することにより、奈良県産業の牽引役として産業発展に寄与するものとする。

(2) 使用者側意見(要旨)

観光立県の奈良県では、インバウンドを含む観光および関連

飲食、イベント等の需要が喪失し、ゼロになったといえる大変厳しい状況で、関連する製品・サービスの需要が大幅な減少、需要減少に伴う投資案件の凍結等の影響が見られる。これらを総合的に勘案するに、奈良県の経済状況は、新型コロナウイルス感染拡大の影響も大きく厳しい状況にあることを直視しなければならない。

そのような中、関西や奈良県において、大きなウエイトを占めている電機業界は、欧米をはじめ、韓国・台湾・中国との競争が激しく、国際化・海外現地生産が進む中、国内生産の減少・空洞化が激しく、非常に厳しい経営状況におかれている。その中で年初からの新型コロナウイルス感染拡大の影響から、外出制限、活動の自粛により営業活動が殆どできない中、売上げが大幅に減少し、拡大できない状況である。第二波・第三波が懸念される中、大幅な需要の減少に歯止めが掛からない現状で、景気の悪化が進行する中、大きく需要が復活することは考えられない。

特定最低賃金については、地域別最低賃金と区別する必要性に乏しく、最も中心的な真の基幹職種以外の職種についても適用されることで、地域別最低賃金が適用される業種と比べても、あまりにも差異が大きい。

特に昨年度時点で、地域別最低賃金との間に45～60円と非常に大きな差があり、奈良の経済・産業等の実態と照らし合わせても実情を反映していない。

奈良の地域別最低賃金は、現下の新型コロナウイルス感染症拡大の影響で経済が大幅に落ち込む中で、中央最低賃金審議でも据置きが妥当との意見を表明されたにもかかわらず、結果1円の引上げがなされた。

これらの状況下で、特定最低賃金が更に引き上げられた場合は、人件費コストの吸収が困難なことから、雇用の減少・縮小が起こり得ると考える。

これらの状況を踏まえ、今年度の審議に当たっては、「事業の継続と雇用の維持を最優先とする」とのメッセージを公労使で強く発信するためにも百年に一度の危機と言われたリーマン・ショックをも上回る状況下において据置きすべき環境であると考えます。

6 公益委員の立場として、労使各側員より今年度の金額審議の方針、意見等について個別に聴取した。

7 次回（第2回）は、10月8日（木）午後1時30分から開催する。